



健康増進法が改正され、 受動喫煙防止対策が強化されます!

函市保健所 健康づくり推進課 ☎43-9184

なくそう!望まない受動喫煙 🔍

「望まない受動喫煙」をなくすため、健康増進法が改正され、段階的に施行されます。平成30年7月25日に公布された法律では、多くの人が利用する全ての施設で、原則屋内禁煙となり、喫煙場所の案内を掲示することなどが義務付けられます。

3つの基本的な考え方

- 「望まない受動喫煙」をなくす
- 受動喫煙による健康影響が大きい子ども、患者などに特に配慮
- 施設の類型・場所ごとに対策を実施



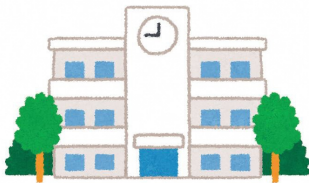
主な改正内容

施設の類型に応じて、利用者に対して一定の場所以外での喫煙を禁止します。

第一種施設

令和元年7月1日施行

学校・病院・児童福祉施設や
行政機関の庁舎



敷地内禁煙

(施設利用者が通常立ち入らない
屋外に、特定屋外喫煙場所を設置
することも可)※

第二種施設

令和2年4月1日施行

事務所・ホテル・飲食店など
第一種施設以外の多数の人が
が利用する施設



原則屋内禁煙

〈喫煙のみの専用室や、加熱式たばこ
専用(飲食可)喫煙室の設置も可〉※



喫煙目的施設※

令和2年4月1日施行

喫煙を主たる目的とするバー、
スナックなど、たばこ販売店



既存特定飲食提供 施設に対する特例

喫煙可能室を屋内の「全部又は一部」に設置可(飲食可)※。設置した場合は届け出が必要。
(国が別に定める時期までの経過措置)

既存特定飲食提供施設の要件:客室面積100㎡以下かつ資本金5,000万円以下などの既存飲食店

※全ての施設で喫煙可能な場所には「喫煙可能場所」である旨の掲示を義務づけ。利用者・従業員とも20歳未満は立入禁止

義務づけられること

義務に違反する場合は、「指導」、「勧告・命令」などを行い、改善が見られない場合は、罰則(過料)が適用されることがあります。

全ての者

- 喫煙禁止場所での喫煙の禁止
- 紛らわしい標識の掲示、標識の汚損などの禁止

施設等の管理権原者など

- 喫煙禁止場所での喫煙器具、設備などの設置禁止
- 喫煙室内へ20歳未満の者を立ち入らせないこと

受動喫煙防止対策助成金のご案内

中小企業事業主が受動喫煙対策を実施するために必要な経費のうち、喫煙室などの設置などにかかる工費、設備費、備品費、機械装置費などの経費に対して国が助成を行う制度です。詳しくは厚生労働省のホームページをご覧ください。